《第 20 回》

平成15年度附属図書館貴重資料展

宝暦の改革と細川重賢

【出品目録】



押葉帖(永青文庫蔵熊本大学附属図書館寄託)

《展 示 会》

期間 平成 15年11月1日(土)~3日(月)

時間 10時~16時

会場 附属図書館自由閲覧室(1BF) 入場無料

《公開講演会》

演題 宝暦の改革と細川重賢

講師 吉村 豊雄 熊本大学文学部教授

日時 平成15年11月1日(土)

13時30分~15時

会場 附属図書館大会議室(2F) 入場無料

熊本大学附属図書館

平成15年度貴重資料展 「宝暦の改革と細川重賢」

熊本藩の「宝暦の改革」は全国的にも有名であり、これを断行した藩主細川重賢と堀平太左衛門の名も名君・名宰相として知られている。重賢は、兄宗孝の不慮の死を受けて延享4年(1747)に藩主となり、天明5年(1785)に隠居するまで38年間藩主の座にある。いわゆる「宝暦の改革」がいつから始まり、大体いつごろまで続くのかはっきりしないが、改革の中心的期間は、堀が大奉行に抜擢される宝暦2年(1752)から、藩校時習館が開講し、刑法草書が施行される宝暦5年ごろまでである。その後藩主重賢は政治との関わりを低下させ、非政治的な趣味的世界のなかに才能を発揮するようになる。実は、膨大な藩政の史料群に分け入っても藩主重賢の政治的痕跡をほとんど見出すことができない。

藩主重賢については、中野嘉太郎編『細川越中守重賢公伝』、宇野東風著『細川霊感公』 をはじめとする数多い伝記類が存在するが、重賢の政治的事績を説明する史料に苦慮している実状にある。それでいて「名君」の評判は高く、かつ改革は巨大な結果をもたらしている。その意味で「宝暦の改革」はなんとも不思議な藩政改革である。

近世後期の藩社会に巨大な結果をもたらし、幕末期に至るまで藩政改革らしい政治段階を必要としない状況に帰結している。周知の「宝暦の改革」というものを改めて捉え直してみることにしたい。まず、「宝暦の改革」の政治日程を年表形式で示しておこう。

なお、本テーマ「宝暦の改革と細川重賢」に関して、これまでの貴重資料展でも、第2回(昭和60年)「細川重賢没後二百年記念」(松本寿三郎教授)、第10回(平成5年)「細川重賢の文事」(西田耕三教授)、第11回(平成6年)「肥後の博物館」(今江正知教授)、第15回「細川家に見る近代法への試み」(山中 至教授)、というように、繰り返し取り上げられてきている。出品資料の個々の説明はこれら過去の出品資料目録に尽くされており、ここでは基本的に割愛している。

延享4年(1747) 8月 藩主宗孝(重賢兄)横死

11月 紀男 (宗孝仮養子、後、重賢) 藩主就任

寬延1年(1748) 5月 重賢、初入国

3年(1750) 2月 重賢、婚姻、5日 帰国

宝暦2年(1752) 5月 重賢、帰国

7月 大奉行新設、用人堀平太左衛門を抜擢

9月 堀、上坂、大坂蔵屋敷仕法の改正

3年(1753) 1月 新知・加増知の通達(世減の法の開始)

2月 学寮(時習館)創立の奉行任命

同年 刑法編纂の下命

4年(1754)12月 時習館開校、翌年1月開講式

5年(1755) 2月 「衣服御制度 | 制定

4月 「御刑法草書」施行

6月 奉行分職体制の開始

6年(1756) 6月 非常の大赦

7月 奉行分職制の本格化

8月 家臣の席次・座斑と役高制の決定

閏11月 新知世減制

7年(1757) 正月 再春館(医学校)、薬園開設

3月 大奉行·奉行合議専決区分規定

地引合開始

I、行政の集中と部局的編成

藩主重賢が改革政治に果たした最大の役割は、初期人事である。重賢は延享4年(1747)10月に藩主に就任した後、参勤から帰国すると家臣に職務精励を命じなど藩政に一定の主導性を果たしている。そして藩主就任から六年目、宝暦2年(1752)7月に用人の堀平太左衛門を大奉行に抜擢したあたりから改革政治の志向が看取される。

室暦の改革が政治的に実効をあげ得たのは、藩行政機構を奉行所に集中し、機構を部局制的に編成して、これを大奉行-奉行が統轄する体制をとったことである。とくに家老の政治影響力を押さえ、大奉行に任じられた堀平太左衛門のもとで、数人の奉行が複数の部局を統轄した(奉行分職制)。家老と奉行所の関係も奉行所に設けられた「機密間」を通じて処理された。奉行所という「小さな政府」のもとで行政効率をあげるため町や郡村の地方行政は極力地方に権限以上された。郡村の地方行政は郡代のもとで現地に委譲され、いわば藩庁職員という国家公務員を抑制する一方で、地方公務員が増大された。村の庄屋・頭百姓や在御家人という「村の武士」が地方役人として機能するようになる。

(1) 被仰渡之趣 整理番号 4.8.55 · 101.6.33

(2) 霊感院様御代被仰出候御書附等之写 整理番号 10.9.32

(3) 機密間日記 整理番号 12.5.1

(4) 官階令 整理番号 10. 5. 41

(5) 御改正下調ト見ユル 整理番号 14. 20. 48

(6) 御役所分職 整理番号 10.5.47

(7) 御条目扣 整理番号 8.4.丁80

(8) 世禄世減之書付 整理番号 107. 40 49印

(10) 嗣蔭令 整理番号 108. 4. 4-1

(11) 霊感院様御以来御勝手向御繰合之御模様大略

(9) 禄令

志らべ帳 整理番号 文下 27

整理番号 108. 4. 4-1

Ⅱ、改革の柱としての学校と刑法

宝暦の改革の中心となるのは、学校と法律(刑法)である。藩主重賢は宝暦2年(1752)5月に帰国すると7月に大奉行を新設し、用人の堀平太左衛門を抜擢、奉行機構を統轄する体制を整え、翌宝暦3年になると改革政治は一気に本格化する。この年、堀は藩主重賢から刑法編纂の調査を命じられており。学寮(時習館)創設準備の奉行は2月26日に任命されていることから考えて、時習館創設と刑法編纂はほぼ同時に構想され、着手されたものと言える。堀平太左衛門による刑法試案は宝暦4年に藩主重賢に捧呈、翌宝暦5年から施行され、以後の刑法改正の起点となる。

熊本城二の丸に建築された時習館における教育制度も宝暦4年12月に定まり、翌年正 月には開講式を迎えている。

(12) 時習館学規	整理番号 108. 6. 63 - 2
宝暦5年	
(13) 学校方格帳	整理番号108. 6. 63 - 7
(14) 宬籍考	整理番号 4.5.160
(15) 時習館并東西謝絵図	整理番号 108. 6. 63-4
(16) 尚書正義版木	
(17) 再春館会約	整理番号 12.9.22-9
(18) 御茶道医業吟味役再春館師役等	整理番号 12.9.22-2
(19) 御刑法草書	整理番号 13.9.3
(20) 律草書	整理番号 13.9.5
(21) 拷問図	整理番号 神45印67番
(22) 除墨帳	整理番号 13.11.5-2

Ⅲ、藩主重賢の位置 一政治から趣味の世界へ

藩主重賢という人物は不思議な存在である。高等学校の教科書を見ても、米沢藩の上杉鷹山、秋田藩の佐竹義和などとともに、江戸中期の藩政改革を主導した藩主モデル、藩政中興の人物とされているが、では藩主重賢がどのように改革政治を主導したのか、どのようにリーダーシップを発揮したのか、史料的にはほとんど確認できない。無論、重賢関係の史料は少なくない。しかし、残されているのは、学問・文学、趣味・遊興関係の、どちらかと言えば非政治的なものばかりである。たとえば、『重賢公御代筆扣』は、藩主重賢が全国諸大名に宛てた宝暦8年(1758)から明和8年(1771)までの書簡集であるが、政治向きの話は全く出てこない。同様のことは藩主重賢の自筆日記帳である『霊感院様御懐中日記』(宝暦12年・安永2年)にも言える。すでに改革政治も宝暦5~6年をピークに一段落しており、藩主重賢の生活も趣味の生活へと傾斜している。

重賢の藩主としての役割は、国元とのしがらみを持たず、外から藩主として国元の政治 過程に入っており、門閥政治に人事面で改革人事をある程度推進し得たところにある。家 老や藩主側近の用人が介入する藩行政に、大奉行を創設し、これに堀平太左衛門を任じ、大奉行一奉行に藩行政を統轄させたところに改革政治が推進され得た源泉がある。したがって初期人事と抜擢メンバーによる主要な改革政策が打出されると、藩主重賢の政治的役割は急速に低下し、重賢は学問・文学、趣味の世界へ傾斜して行くものと思える。それにしても重賢の趣味の世界は単なる殿様芸を超えている。

C 0 ±	と 真り 他 小り 世 介 18 中 3 の 成	0	
(23)	重賢公御縁組一途	整理番号	4. 8. 41
(24)	重賢公御婚礼一巻	整理番号	4. 8. 42
(25)	霊感院様御懐中日記	整理番号	107. 37. 40
(26)	重賢公御側日記	整理番号	12. 6. 15
(27)	重賢公御代筆扣	整理番号	8. 1. 12
(28)	世説新語補	整理番号	赤203. 40
(29)	重賢公御詩稿	整理番号	106. 10. 17
(30)	韻選	整理番号	108. 4. 10 - 11
(31)	草花集歌仙	整理番号	108. 4. 10 - 20
(32)	重賢公御発句短冊	整理番号	108. 6. 60 - 75
(33)	御枝折および御机上御卦算	整理番号	108. 4. 10 - 17
(34)	押葉帖	整理番号	赤215
(35)	以德政要	整理番号	4. 2. 3
(36)	銀台遺事	整理番号	4. 2. 20. 2
(37)	銀台遺事中過稜々批評所	整理番号	4. 2. 22
(38)	肥後物語	整理番号	4. 5. 108

Ⅳ、知られざる改革の位相 一社会編成の起点

幕末に『士席名籍』『独礼以下名籍』という二つの細川家の家臣団(武士)名簿が作成されている。『士席名籍』とは「士席以上」(御家中=知行取・侍)の名簿であり、従来の『御侍帳』に相当するが、従来に増して座班という家臣団序列化が徹底されている。家臣団における序列化の進行と武士身分の拡大が、もう一つの家臣団帳簿『独礼以下名籍』を生んでいる。

これは「士席以下」、いわば下級家臣団の名簿であるが、そこには農村出身の「在御家人」と称する武士が数千人規模で名を連ねているところに最大の特色がある。『士席名籍』『独札以下名籍』あいまって細川家家臣団は全体編成されているが、両者は「士席以上」「士席以下」という形で厳然と区別されている。こうした発想の起点となっているのが「宝暦の改革」である。学校(時習館)は基本的に「士席以上」の文武教育の場であり、刑法改革もこの点を意識している。同時期に打出された『衣服御制度』は「衣服」という外見的な、

ヴィジュアルな標識からの身分区別を意識したものである。衣服を起点に刀、脇指、傘、菅笠、礼服などさまざま身分標識を生み、寸志という経済行為によってこれら身分小特権を与え、在御家人と称する「村の武士」を大量創出している。『衣服御制度』は、結果として領民の社会編成において絶大な機能を果たしている。衣服制度は、宝暦5年(1755)2月に規定され、数年の経過措置を経て、宝暦11年に完全実施され、その後の運用を通じて内容は詳細を極めていく。詳細多岐にわたりつつ、原則は幕末維新期まで変わることはないが、原則が多くの例外を生む。これが多様な身分標識、身分特権を拡大させ、領民・藩領の社会編成を推し進め、「宝暦の改革」以後、熊本藩の藩政はさしたる改革段階もなく、維新の政治過程に入っていくことになる。

(39)	衣服御制度	整理番号	10. 4. 11 - 3
(40)	衣服御制度目安帳	整理番号	10. 5. 1
(41)	御侍帳	整理番号	12. 11. 76
(42)	士席人別帳	整理番号	12. 22. 8
(43)	士席名籍	整理番号	7号・赤203
(44)	独礼以下名籍	整理番号	8号・赤203
(45)	在中寸志拝領之扣	整理番号	13. 20. 25
(46)	在中御家人諸願并寸志帳	整理番号	12. 21. 14

《第20回》

平成15年熊本大学附属図書館貴重資料展

宝暦の改革と細川重賢

発行 平成15年10月30日

執筆・編集 吉村 豊雄

発行 熊本大学附属図書館